

新潟市水道局物品等の入札結果等の公表に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市水道局が発注し契約する物品購入、賃貸借及び業務委託等の入札結果等の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象は、次の各号に掲げる種別の契約に当たり実施した一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）の結果及び見積書を徴取して随意契約したときの契約の相手方の選定結果（以下「入札結果等」という。）とする。ただし、業務委託における総合評価方式入札又はプロポーザルによる選定結果については、別に定めるところによるものとする。

(1) 物品購入、物品の製造請負、燃料・原材料の購入、物品の賃借並びに無体物の購入及び賃借（以下「物品購入等」という。）

(2) 業務委託、役務の提供、物品の修繕、労働者派遣及びこれらに類するもの

(入札結果等の公表事項)

第3条 入札結果等について公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。ただし、物品購入等の契約にあつては、原則として第8号及び第9号を除くものとする。

(1) 契約の件名、履行期間又は履行期限及び履行場所

(2) 契約方法

(3) 入札実施又は見積書徴取の年月日

(4) 入札参加申請者、指名した者又は見積依頼した者の商号又は名称

(5) 入札者の各回の入札価格又は見積者の見積価格（税抜額。ただし、税込価格で入札を実施又は見積書を徴取した場合は税込額。以下価格について同じ。）

(6) 落札者又は随意契約の相手方として決定した者の商号又は名称

(7) 落札価格又は決定価格

(8) 予定価格

(9) 最低制限価格（設定した場合のみ）

2 前項の規定にかかわらず、入札の結果落札者がなかった場合又は見積書徴取の結果随意契約の相手方が選定されなかった場合においては、公表する内容は同項第1号から第3号までの事項及び不調の旨とする。

3 入札又は随意契約の相手方の選定を中止した場合においては、第1項第4号から第9号までの事項は公開の対象としない。

(入札の結果の公表場所及び方法等)

第4条 入札の実施結果については、前条第3項の規定に該当する場合を除き、落札者の決定後（前条第2項の規定に該当する場合は入札又は相手方選定の終了後）速やかに、実施担当課が定める箇所に掲示又は新潟市水道局ホームページに掲載することにより掲出する。

- 2 前項の規定による掲出の期間は、掲出した日の翌日から起算して3日間（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く）とする。
- 3 前2項の掲出を終えた後又は前条第3項の規定に該当するため第1項の掲出を行わなかったときは、公表事項は公開情報として取り扱い、文書保存期間中は閲覧に供し、照会に応じて回答し、又は求めに応じて公開する。

（随意契約の結果の公表方法等）

第5条 随意契約の相手方の選定結果に係る第3条各号に定める公表事項については、文書保存期間中、閲覧に供し、照会に応じて回答し、又は求めに応じて公開する。

- 2 前項の規定は、前条第1項及び第2項の規定を随意契約の相手方の選定結果の公表に準用して掲出することを妨げるものではない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。